

九州工業大学機器分析センター分析機器等使用申請書

平成 年 月 日

国立大学法人
九州工業大学機器分析センター長 殿

住所：〒
氏名又は名称：
使用者（所属・氏名）： ⑧
電話番号：
FAX 番号：
電子メール：

下記の確認条項に同意し、分析機器等の使用について申請します。

- 1 分析機器使用・測定については、申込時に使用者が九州工業大学の担当者と十分な相談をして、九州工業大学機器分析センター分析等依頼書（別記様式第 1 号）を提出する。
- 2 学内の使用・測定の料金は学内移算により行うものとする。
- 3 学外の使用・測定の料金は使用後に納入するものとする。
- 4 分析装置の故障などで測定できなくなった場合には、測定を延期することがあるが、それに関わる損害を使用者は請求できない。
- 5 センター長及び担当者は、使用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに、機器を破損する恐れのあるものなどセンター長及び担当者が受入れできないと判断したものについては、測定を拒否する。
- 6 使用・測定については、使用者は単独とするのではなく、九州工業大学の担当者が同席して、担当者の指導・立会いの下で使用者が作業する。使用者の責任で機器を棄損又は滅失したときは、使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
- 7 使用者は、機器の利用に当たって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。
- 8 前記 6 の項目に反して、使用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、九州工業大学は一切責任を負わないものとする。
- 9 使用者は、承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。
- 10 測定で得られたデータは、九州工業大学が保障するものではない。そのため、民間機関等からの委託者は、データの外部への公表は、原則として九州工業大学名を使うことはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も使えない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。
- 11 前記 10 の項目に反して、外部に公表したことで九州工業大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその委託者が賠償するものとする。